

# 社会教育委員の職務について

## • 社会教育委員とは？

社会教育委員の職務等は、社会教育行政に行政外の立場からの広い意見を反映するために、都道府県及び市町村の教育委員会に置かれるものです。

## • 委員の職務

社会教育法第17条抜粋

(社会教育委員の職務)

- 第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。
- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
  - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
  - 三 前二号の職務を行うために必要な調査研究を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

法律にあるように社会教育委員の職務は、

- ① 教育長を通じて教育委員会に助言すること
- ② 直接教育委員会の会議に出席して意見を述べること
- ③ 市町村の社会教育委員は、青少年教育について指導助言すること

の3つに大別することができます。

## • 委員の構成及び任期

【委員構成】 大津市社会教育委員設置条例

第2条 委員の定数は、20人以内とする。

●現委員は合計14人で構成

- 学校教育関係者：3人
- 社会教育関係者：5人
- 家庭教育の向上に資する活動を行う者：2人
- 学識経験者：2人
- 公募委員：2人

【任期】 大津市社会教育委員設置条例抜粋

第3条 委員の任期は2年とする。

ただし、委員の欠けた時の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

今回募集する委員の任期は、令和8年7月7日から令和10年7月6日までです。